



第30号

令和4年 4月11日

東ト協 適正化事業部

対面点呼に代わる遠隔点呼の実施について ～令和4年4月1日より申請スタート～

自動車運送事業者（バス、タクシー、トラック）において、使用する機器・システムの要件等を満たすことで、遠隔拠点間での点呼が可能となります。

ICT（情報通信技術）の活用による運行管理の効率化が進み、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されます。

【遠隔点呼の概要】

(1) 遠隔点呼の要件

① 機器・システム要件

カメラ、モニター、アルコール検知器について、通常の対面点呼と同等の内容を実施できる性能を有することが求められます。

○運転者の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時明瞭に確認できる機能（カメラ・モニターの性能推奨基準）

カメラの推奨 画素数：200万画素以上 フレームレート：30fps以上
モニターの推奨 サイズは16インチ以上 解像度は1920×1080ピクセル以上

○アルコール検知器測定結果の自動記録（測定時の画像記録）

○運転者及び車両等に関する情報を確認できる機能

（必要となる情報：日常の健康状態、労働時間 指導監督の記録 運行に要する携行品
運転者台帳又は乗務員台帳の内容 過去の点呼記録 車両の整備状況）

○運転者の状態（疾病、疲労、健康状態等）を平常時と比較できる機能

○日常点検の確認結果を確認できる機能

○運転者に伝達すべき事項を確認できる機能

○管理者・運転者等の生体認証機能（なりすまし防止）

○点呼結果が電磁的方法により記録され、遠隔点呼を行う営業所等間で共有できる機能
（アルコール検知器使用時の静止画又は動画を含む）

○点呼結果、機器の故障記録は機器・システムで保存された内部構造のまま、一括で
CSV形式の電磁的記録として出力できる機能

○記録された点呼結果、機器の故障記録は修正及び消去ができない機能
（修正された場合、修正前の情報が消去できないこと）。

○故障発生日時及び故障内容が電磁的方法により記録される機能

② 施設・環境要件

点呼場所の環境照度、カメラ設置場所、通信環境・通話環境の確保などの要件があります。

○カメラ、モニター等を通じ、運転者の顔の表情、全身等の状況を随時明瞭に確認できる環境照度の確保

○運転者の全身及びアルコール検知器の使用時の状況が確認できる点呼場所の監視カメラ等の設置

○遠隔点呼が途絶しない通信環境を備えていること

○運行管理者等と運転者の対話が妨げられない通話環境の確保

③ 運用上の遵守事項

遠隔点呼を運用していく上で運行管理者等が遵守すべき事項が定められています。

○地理情報や道路交通情報等、業務を遂行するための必要な情報の把握

○運行中の車両位置の把握（点呼漏れや車両持ち帰りの防止）

○点呼を受ける運転者の健康状態、適性診断の結果など基本情報の把握

○運転者の携行品の保持状況、返却状況の確認

○非常時の対応についての体制整備

（運転者が乗車不可となった場合・機器の故障により遠隔点呼が困難になった場合等）

○情報共有

（グループ企業間における情報取扱の契約・個人情報の取扱に関する同意・関係者への周知等）

(2) 遠隔点呼が可能な範囲について

① 営業所内

営業所と当該営業所の車庫間又は当該営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間

② 営業所等間

営業所と他の営業所間、営業所と他の営業所の車庫間若しくは営業所の車庫と他の営業所の車庫間又は営業所とグループ企業の営業所間、営業所とグループ企業の営業所の車庫間若しくは営業所の車庫とグループ企業の営業所の車庫間

なお、遠隔点呼はGマーク認定の営業所に限らず実施できますが、実施するためには運輸支局長等への申請を行い承認を受ける必要があります、承認を受けずに遠隔点呼を行った場合は、巡回指導においても適正な対面点呼が行われたとは認められませんのでご注意ください。

遠隔点呼の詳細及び申請方法等については、国土交通省HPをご参照ください。

(https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000489.html)

<巡回指導等に関するお問い合わせ先>

(一社) 東京都トラック協会 適正化事業部

TEL 03-3359-4138 / FAX 03-3359-6009